

チャイナタックスアラート

(中国税務速報)

第 38 回 2016 年 12 月



「營改増」改革をさらに明確化：重点業種に補足規定

本アラートの分析対象法規：

- 財税【2016】第 140 号公告

背景

中国財政部及び国家税務総局(以下「SAT」)は共同して、2016 年 12 月 21 日付けで財税【2016】第 140 号(以下「140 号公告」)を公布した。同公告は「營改増」改革に関連の金融サービス業、不動産開発業、生活サービス業に適用する増値税の規定をさらに明確化した。

世界的に増値税改革の実例・実務は未整備である。中国でも「營改増」改革をさらに推進するには、問題解決のために財税【2016】第 36 号(以下「36 号通達」)の一部を補足・改定しなければならなくなった。そのため、政策制定者は、増値税改革の実施以降の会計初年度が終了するまでに 140 号の公布を通じて上述の不備に対する解決策を提示した。同公告によって、実務上で発見された政策上の不備を明確にし、増値税改革の実施初期にみられた各地方の税務局が増値税規定に対して行った解釈のすれ違いも解決できる。

140 号公告は 2016 年 5 月 1 日に遡って適用される。したがって、増値税改革が全面的に実施された後のすべての取引に影響する。一般的に税・法律の遡及適用は多くの企業・納税者に歓迎されないものだが、全体的にみれば、同公告の遡及適用の措置は企業・納税者にとって朗報である。また同公告の施行前に申請した納税者の税優遇に対する取扱いの不備もこれで解決される。

増値税改革を補足するプラス効果について下記に詳解する。

KPMG は、国際税務専門誌「International Tax Review」のシリーズ第 6 回「China Looking Ahead」の誌面で、「税務機関が増値税改革の課題に対して積極的に意見を聴取して調整をはかった」と紹介した。

また、「納税者及びタックスアドバイザー会社は政策の明確化と正確化を最も望んでいた」とも言及した。今回の 140 号公告は、この主旨が十分に反映されたものである。過去

に公布された通達解釈の曖昧さを究明するため、政策制定者は、同公告を公布した後に関連法規を順次公布するだろう。

今回の140号公告は、納税者に大いに歓迎される規定である。本アラートでは、さらに明確化する必要がある法律条項ならびに最新の政策規定について解説し、同公告が補足した重点業種の問題点を取り上げる。表現を正せば、あらゆる業種が行う対象取引は、新しい法律の影響を受けることになる。

最新政策とその影響・KPMGの分析と理解

金融サービス業

140号公告の重点業種である金融サービス業への影響を分析する。

元本保証型商品の収益と元本非保証型商品の収益

36号通達では、金融商品の保有期間(期限到来を含む)の利息(元本保証収益、報酬、資金占用費、補償金など)収入は、貸付サービスに区分されるため税率6%の増値税を納付しなければならない。

しかし、140号公告は、元本保証型商品によって取得する収益は、税率6%の増値税を納付しなければならないが元本非保証型商品によって取得する収益は、増値税納付の必要がないことを明確にした。

元本保証収益、報酬、資金占用費、補償金とは、契約書において明確に約定した満期日に元本を回収できるすべての投資収益である。140号公告の目的は債務・非債務の収益の増値税処理の相違を明確に区分することにある。他の金融商品と比べると、貸付形式の債務は満期日に元本全額を償還する必要がある非偶発債務である。

しかし、140号公告では、実務上の債務・非債務の収益の判定方法はまだ明確に規定されていない。例えば法的形式の面では、契約条項に「元本保証」等の特定した語彙が含まれているかどうか、或いは増値税処理が会計処理の影響を受けるかどうか、また、税務機関が形式より実質重視の原則に従って収益の性質を判定することが可能であるかどうかなどの判定基準である。このため、実務上でも各地の税務機関と納税者の間に収益に対する見解及び採用する処理方法の解釈相違が生じている。

金融商品 —— 「満期保有目的」

36号通達によると、金融商品を譲渡する場合に金融商品の売値から購入価格を控除した残額を譲渡収益として、6%の税率に基づき増値税納付する。

金融商品の譲渡とは、外貨、有価証券、非貨物先物及びその他金融商品の所有権を譲渡する業務である。その他の金融商品の譲渡とは、ファンド、信託、投資商品などの各種の資産管理商品及び金融デリバティブの譲渡である。

140号公告の公表前は、満期保有目的の金融商品の購入及び保有が金融商品の譲渡に該当するかどうかは不明確であった。また、各地の税務機関はこれに対して異なる解釈を主張していた。しかし、同公告は、「納税者がファンド、信託、投資商品等の資産管理商品を期限到来まで保有することは、36号通達で定められた金融商品の譲渡には該当しない」ことを明確にした。したがって、金融商品の保有期間中に取得した収益が元本保証型の場合は、貸付サービスと見なされ、税率6%の増値税を納付しなければならない。それに対して、収益が元本非保証型の場合には増値税を納付する必要はない。

実務上、一部の資産管理商品には満期日が特定されていない、若しくは、その保有期間が数十年の長期である。このような場合、納税者が特定した満期確定日のない金融商品を譲渡する、あるいは保有期間が満了する前に金融商品を譲渡するならば、当該納税者は金融商品を譲渡したものと見なされ、増値税を納付する必要がある。

受取利息の延滞に関する優遇措置を適用する納税者の範囲が拡大

現在の中国の増値税規定は、不良債権について限定的な優遇措置を定めている。貸手が利息決算日から起算して90日を経過しても、なお受取利息を受領していなければ、増値税計算ならびに納付を一時的に中止できる。貸手は当該利息を実際に受領した時点で規定のとおり増値税を納付する。なお未収利息について利息決算日から起算して90日以内に納付された増値税は還付されない。

36号通達は、金融系企業納税者に上述の優遇措置の適用を容認している。金融系企業とは、銀行(国有制、集体制、株式制、合併、外資系銀行、その他所有制銀行など)、都市信用組合、農村信用組合、信託投資会社、ファイナンシャルカンパニーである。

140号公告は、優遇措置が適用できる企業・納税者を、証券会社、保険会社、ファイナンスリース会社、証券ファンド管理会社、証券投資ファンド、および中央人民銀行、銀行業監督管理委員会(以下、「銀監会」)、証券監督管理委員会(以下、「証監会」)、保険監督管理委員会(以下、「保監会」)などから承認を得て設立された金融・保険業務を事業目的にした機構まで範囲を拡大した。このため、自動車金融業者を含む上記の条件を満たす金融系機構も優遇措置を享受できるようになった。これにより、類似の役務提供を行なう金融系機構にとって公平な競争環境が整ったことになる。

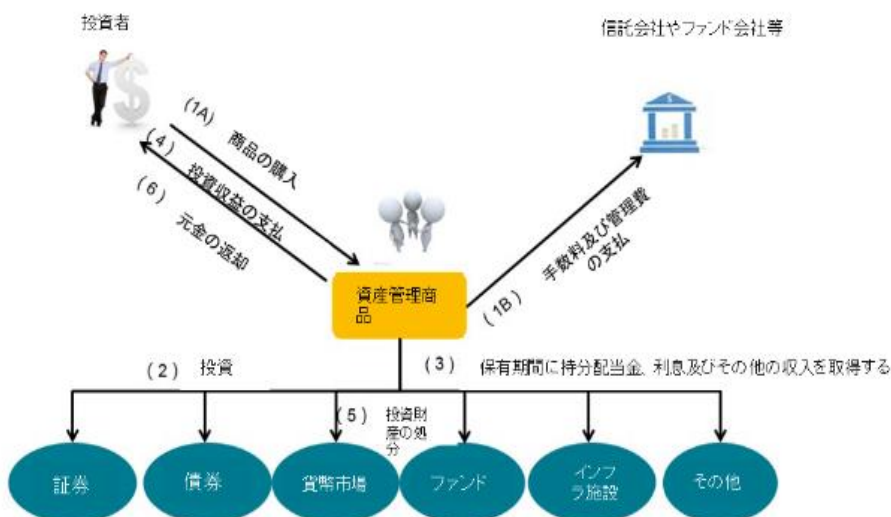
ただし、商務部の承認を経て設立したファイナンスリース業及び小口資金貸付業の会社は上述の優遇措置を適用することができない。その原因として、これらの企業は、中央人民銀行、銀監会、証監会又は保監会から承認を得て設立された機構ではないためである。

資産管理商品 —— 増値税納税者の区分

国際的な実務経験上、世界各国の税務機関の資産管理商品、信託計画、ファンド商品に対する増値税の処理法は大きく異なっている。実際に、資産管理商品の譲渡又は資産運用収益に対し、増値税の徴収は対象外としている国が多く、それらの国ではそもそもこれらの取引や収益に対して増値税納税者の判定は不要である。これに対して、増値税を課税している国々では投資者、ファンド商品又は信託計画が、納税者とみなされて増値税を納付しなければならない。このように増値税の処理は国によって個々の取扱いが大きく異なっている。

中国では増値税の処理は極めて重要である。それは増値税を納付しなければならない金融商品及び資産運用益が多様化しているからである。増値税納税者の判定根拠、或いはコンプライアンス・コストの相違次第では、資産管理商品、ファンド商品、または信託計画に対して徴税するか、或いは管理者および投資者に対して徴税するかで処理方法は大きく異なる。

資産管理商品の代表的な仕組みが下図である。ファンド又は信託商品の各セクターは、増値税問題を誘発する可能性があるため細心の注意が必要である。



前回、36号通達に関するチャイナタックスアラートで論述したとおり、中国の信託やファンド等の資産管理商品の成長スピードは法規定の更新スピードを遥かに上回っている。それは、誰が増値税納税者に認定されるのか、また、誰が増値税の計算及び増値税発票の発行あるいは受領を担うのかという問題に関心が向けられている。

さらに、閲覧の利便性を図るため、資産管理人及び資産管理商品に集中して増値税の処理法を説明する。実務上、当該増値税の処理法は信託計画及びファンド商品などの高額な資産管理商品に適用されることも可能である。理論上、政策制定者は次の3パターンのいずれかを選択することになる。

- 資産管理人は管理する全ての金融商品の増値税申告を行う(一括申告)。
- 資産管理人は管理する金融商品ごとに増値税額を算定する。
- 投資者が増値税額を算定する(ルックスルー法によって増値税を計算)。

前号のタックスアラートで記載したとおり、140号公告では、資産管理人を増値税納税者とすることを明確にした。資産管理人は、資産管理商品の運営期間中に発生した課税対象取引について増値税の一括申告を行わなければならない。これにより、資産管理人又は投資者が金融商品ごとに個々に増値税申告と納付を行う必要がなくなる。このように、同公告が資産管理人の一部の実務上の問題を解決したことから、投資者として増値税を計算する資産管理人にとっては重要な政策文書である。

また、140号公告では資産管理人の増値税の処理方法を一定程度まで明確したが、資産管理人は依然として金融商品ごとに個々の計算(内部計算)を行い、金融商品ごとに未払増値税を計算しなければならない。そうでなければ、各金融商品の投資者の収益及び負債は重複計算によってマイナスの影響が懸念される。例えば、或る金融商品に対して未控除仕入税額が発生し、その他の金融商品に未払増値税が発生した場合、一部の投資者が未控除仕入税額を他の投資者の未払増値税と相殺することを回避するためには、上述の未控除仕入税額及び未払増値税を個々に計算する必要がある。

140号公告が公表されても資産管理業界には実務上、まだ下記のような不明確な課題が残されている。

- 資産管理人が数多くの金融商品を管理する場合、どのようにして各金融商品の売上税額及び仕入税額を増値税申告表に記入するか。
- 資産管理人が受領する管理費は、どのように増値税に影響するか。金融商品に関する管理費を受領する場合、管理人本人宛に発票を発行することができるか。手数料に関して投資者に発票を発行することができるか。投資者は仕入税額の控除を行うことができるか。
- 投資者同士の取引で生じる増値税を計算するのは誰か。例えば投資者が他の投資者に対して金融商品を譲渡する場合に増値税の計算者は投資者それとも資産管理人か。
- 投資者は、金融商品が増値税の課税対象であることを前提にして資産管理者から得られる当該金融商品の投資収益に対し増値税を納付する必要があるか。

上述のとおり、140号公告は投資者に大きな影響を与えるだろう。それは資産管理人の負担及びコンプライアンスコストを増加させることだけに限らない。資産管理人は現行の社内規定を見直して改定に備えなければならない。また、政策制定者も140号公告の規定について、より詳細な実務ガイドラインを示すために細則が準備される必要がある。

金融商品の譲渡によるマイナス差額

36号通達によると、金融商品の譲渡によって生じたマイナス差額(金融商品の売値から購入価格を控除した残額を譲渡金額とする)は、翌期の金融商品の譲渡による売却額と相殺することができる。ただし、翌期の期末においてなおマイナス差額が発生した場合、

当該マイナス差額を翌会計年度に繰り越すことはできない。なお、増値税改革は2016年5月1日から実施されているため、この取り扱いとは過年度処理に関連した課題をもたらす可能性がある。

140号公告では、2016年1月から4月の期間に金融商品の譲渡によって発生したマイナス差額は翌納税期に繰り越すことができる。また、このマイナス差額は、2016年5月から12月の期間中に譲渡した金融商品の売却額と相殺することができる。

2016年1月から4月の期間に金融商品の譲渡によって生じたマイナス差額を有する納税者に140号公告は朗報である。しかし、同公告によると、2016年5月から12月の期間に金融商品を譲渡して生じたマイナス差額は営業税の納税期に生じた金融商品の譲渡益と相殺できない。

ファイナンスリース業者

36号通達によると、関連の資格を有するファイナンスリース会社は増値税優遇政策を適用することができる。例えば、差額課税方法を使用して増値税を計算することが可能となる。

140号公告では、36号通達で言及した「中央人民銀行、銀監会、又は商務部の承認を経てファイナンスリース業に従事するパイロット納税者」の範囲を拡大した。すなわち、中央人民銀行、銀監会又は商務部の授権を得た省級の商務主管部門及び国家経済技術開発区の承認を経てファイナンスリース業務(セール・アンド・リースバック取引を含む)に従事するパイロット納税者(パイロット一般納税者を含む)には、上述の各部門に届出を行ったファイナンスリース業務に従事するパイロット納税者が含まれる。

不動産開発、建築業

土地対価の計算範囲を拡大

不動産開発業者は増値税改革によって最も大きく影響を受ける業種である。不動産業および建築業に適用される増値税率(11%)は、従前の営業税率(5%)より大幅に引上げられた。このため政府は不動産業および建築業の増値税改革に伴う一連の優遇措置を打ち出した。例えば、不動産開発業者は増値税の売上税額から土地の対価を控除することができる。この規定は、実際には不動産開発業者の土地購入コストに対する増値税仕入税額の見なし控除を実施することである。

具体的には、36号通達に規定されている一般納税者である不動産開発業者・デベロッパーが、自社開発の不動産(簡易課税方式を適用する既存プロジェクトを除く)を販売する場合には取得したすべての収入および追加費用から、土地購入時に政府機関に支払った土地の対価を差し引いた残額を販売額とする。

36号通達の規定は、不動産開発業者が増値した部分に対してだけ増値税を納付することを確保することができる。このため、不動産開発費用による仕入税額(仕入税額を発生させる費用)は、控除可能になるとともに土地の対価(仕入税額を発生させない費用)も控除可能である。

しかし、多くの不動産開発業者・デベロッパーには巨額な支出が発生する場合がある。このような支出は不動産プロジェクトの増値額を減少させる。加えて、不動産開発業者は控除のための仕入税額を取得することができず、また、増値税の売上税額を計算する際にも仕入控除を行うことができない。実務上、不動産開発業者は立退料、土地の早期開発収益及び売却益に対し、増値税専用発票を入手して仕入税額を控除することができないケースが多い。通常これらの費用は巨額である。

140号公告は土地対価の対象範囲を拡大した。当然、上述の費用も控除できるように改めた。これにより、不動産開発業者は売上税額を計算する場合に下記費用の控除が適った。

- 土地購入時に政府機関に支払った土地の対価
- 土地購入時に政府機関及びその他の事業体、又は個人に支払った立退料。また、納税者は立退料の真実性を裏付けるため立退合意書、合意者双方の立退料の支給及び受領に関する証憑証書を提出する必要がある。
- 政府機関に支払った土地の早期開発費用
- 政府機関に支払った土地の売却益

この優遇政策は不動産デベロッパーに大いに歓迎されるだろう。今後、不動産開発業は当該優遇政策の遡及適用を図ろうとするに違いない。

プロジェクト会社は不動産開発業者支払の土地対価を控除できる

実務上、不動産開発業者は、土地を譲り受け、政府機関にその対価を支払った後、プロジェクト会社を設立して土地開発を行う。このような場合、土地の対価は不動産開発業者から支払われるが、プロジェクト会社が当該対価を控除できるかどうかについては不明確である。この問題に対して140号公告は解決策を明確に規定した。具体的には、プロジェクト会社が下記の条件を同時に満たす場合、不動産開発業者から支払われた土地の対価は控除可能となる。

- 不動産開発業者、プロジェクト会社及び政府機関は土地仕様の変更合意書若しくは補充契約書を締結して土地の譲受人名義をプロジェクト会社に変更する。
-
- 政府機関が払下げた土地の用途、使用計画などの条件に変更がない場合、土地変更合意書又は補充契約書の締結時に土地の対価総額は増減しない。
-
- プロジェクト会社の全持分を土地を譲り受けた不動産開発業者が保有している。

注意すべきは、不動産開発業者は、プロジェクト会社を設立した後に第三者会社と共同連携して、当該プロジェクト会社に投資を行う場合がある。このような投資方式(第三者会社と共同してプロジェクト会社へ投資を行なう前に不動産開発業者がプロジェクト会社の全持分を保有していた)が、今回の140号公告で規定した控除要件に合致するかどうかについては、まだ不明確である。

一部の生活サービスに税目区分

140号公告では、下記のサービスが建設サービスに該当するためサービス提供者は11%の税率に基づき増値税を納付しなければならない。

- 物件管理者が物件所有者に提供した内装サービス
- 納税者が建設工事用の機械器具をリースして第三者の使用に供し、かつ、操縦者を配置する場合

実務上、一部の物件管理者は、自ら提供した内装サービスに対し、これを物件管理サービスと見なして税率6%の増値税を納付している。しかし、140号公告では、建設サービスの増値税の処理法を納税者の主要業務(物件管理サービス)によって決定するのではなく、当該サービスの性質(建設サービス)に基づいて決定することを明確にした。このため、物件管理者が物件所有者に提供した内装サービスは、建設サービスの税率(11%)に基づいて増値税を納付しなければならない。

生活サービス業

一部の生活サービス業に分類区分

36号通達では、生活サービス業に税率6%の増値税を課した。実務上、レストラン若しくはホテルの飲食業者は、6%の税率を適用する生活サービスと、その他の税率を適用するサービス又は商品をどのように明確に区分すればよいかという問題を抱えている。そのほかにも、税率11%を適用する不動産業者と、税率17%を適用する商品販売をどのように区分するかは難しい課題である。

このため、納税者が適切なサービス分類に基づいて増値税を正確に計算し、かつ、一部の徴税管理の問題を解決するため、140号公告はサービスの分類方法を下記のとおり明確にした。

- 納税者が、飲食サービス業でテイクアウト食品を販売する場合、飲食サービスに適用される税率で増値税を納付する。つまり、飲食サービスを提供する納税者がテイクアウト食品を販売する場合には配達販売に適用される税率(17%)でなく、飲食サービスの税率(6%)を適用する。
- 旅館、ホテル、リゾートホテル及びその他宿泊施設で会議場及び付帯サービスを提供する場合、「会議・展示サービス」に適用される税率(6%)に基づいて増値税を納付する。
- 納税者が、観光地のロープウェイ、フェリーボート、ゴルフ場電動カート、クルーズ船などのサービスを提供している場合、収入は文化・体育サービスに適用される税率に基づいて増値税を納付する。これらのサービスには、交通輸送サービスの増値税率(11%)でなく税率6%を適用する。
- 納税者が、警備・輸送サービスを行なっている場合、安全警備サービスに適用される税率6%に基づいて増値税を納付する。

140号公告が公布される以前、テイクアウト食品の販売に適用される税率が17%なのか、6%なのか不明確であった。注目すべきは、140号公告は、納税者の飲食サービスの経営内容ではなく、メイン業務を基に税目を確定した。これは36号通達の規定とも少し乖離している。

同公告は、適用される税率の影響を受ける納税者には歓迎されている。しかし、政策面からは、テイクアウト食品の販売をメイン業務とする企業は未だに17%の税率を適用している。このため、同公告は税金の不公平を招く恐れがある。飲食業の競争は激化しており、僅かな利益も増値税負担によって大きな差異が生じれば、飲食業者にとっては致命的である。

実務上、レストランにおいてテイクアウト食品と店内食品を区分することは困難である。それは管轄税務機関が審査監督を実施する場合でも同様である。政策を長期展望すれば、テイクアウト食品と店内食品の税率の差異は解消されなければならない。

特定の納税者には簡易課税方式を許可

140号公告によると、一般納税者が教育補助サービスに従事している場合、簡易課税方式を適用して税率3%で計算した増値税を納付する。ただし、教育サービス業者が同時に、免税対象の教育サービスを行なっている場合、簡易課税方式を適用して仕入税額を按分する必要はない。つまり、全ての仕入税額は控除してはならない。

また、同公告では、企業・事業者に該当しない一般納税者、例えば、大学、科学研究所又はその他の学術研究を目的とする機関が下記の各サービスを提供している若しくは無形資産を売却する場合、簡易課税方式を適用できるため、税率3%の増値税を納付することになる。

- 研究開発及び技術サービス
- 情報技術サービス
- 鑑定評価及びコンサルティングサービス
- 技術又は著作権等の無形資産の売却

- 36号通達3号様式に記載の技術譲渡、技術研究・開発、関連する技術コンサルティング、技術サービス

その他の規定

石油業界の川上業界に適用される新たな増値税政策

2017年1月1日より、生産型企業が販売する自社製の海洋工学用構築物、又はファイナンスリース企業及びその設立したプロジェクト子会社が購買後にファイナンスリースによってリース販売する中国国内の生産企業より製造された海洋工学構築物は規定に従い、増値税を納付しなければならず、増値税の輸出税還付は適用されない。ただし、買主又はリース人が、実物に基づいて増値税を納付している中外合弁企業の油田・ガス田採掘業である場合、増値税を納付しなければならないが、増値税の輸出税還付は受けられる。これは、石油採掘業の大半が増値税の一般的な課税形態である税率17%で増値税を納付しているため、当該政策は、増値税の控除領域を整備することを目的としている。

また、140号公告は増値税を適用するための移行政策を設けた。2017年1月1日以前に締結した海洋工学用構築物の売買契約書又はファイナンスリース契約書は、契約有効期間が満了するまで現行の輸出税還付政策が継続して適用される。

遡及的影響

140号公告の遡及適用は2016年5月1日から有効(上述の特別に規定された発効期間を除く)である。これにより、遡及適用をどのようにすべきかが問題となるであろう。総じて言えば、140号公告は、納税者に有利な法律であり、新政策を享受するためには増値税処理を調整することが重要となる。また、同公告によって、納税者が既に納付した免税分又は非課税分に対し、将来的に、納付予定の増値税と相殺が可能である。

しかし、140号公告の規定に基づいて一律に遡及適用する場合、次の課題をクリアしなければならない。

- 大半の資産管理人は、管理中の資産管理商品に対する増値税を計算していないが、投資家が既に増値税を計算している場合、調整する必要があるか、それはどのように調整するか。
- 資産管理人は、管理中の資産管理商品に対する増値税を計算しておらず、同時に、投資家への収益配分を完了し、投資家が当該商品に対する増値税は資産管理人が代理納付したものと勘違いした場合、資産管理人は、想定外のリスクに直面するか、それはどのように遡及させて修正を行うか。
- 土地対価の控除に必要な書面、または証憑はフレキシブルな実務処理が可能であるか。特に一部の不動産開発業者は、従前の費用発生時点で140号公告が定めた証憑の取得ならびに保管を意識していなかった場合、どのように処理すべきか。
- 納税者が140号公告に定めた政策の遡及適用を要望する場合、時間上の制限があるか。

まとめ

140号公告で変更された規定は納税者に有利である。

しかし、全ての変更を実際に適用し、とりわけ、遡及適用を履行する場合には管理、コンプライアンス、記帳処理など膨大な作業を行わなければならないだろう。

貴社がサポートを要望される場合、KPMGの税務コンサルティングチームまで、どうぞお気軽にご連絡ください。

For any enquiries, please send to our public mailbox: taxenquiry@kpmg.com or contact our partners/directors in each China/HK offices.

Khoonming Ho

Head of Tax,
KPMG China
Tel. +86 (10) 8508 7082
khoonming.ho@kpmg.com

Beijing/Shenyang David Ling

Tel. +86 (10) 8508 7083
david.ling@kpmg.com

Tianjin

Eric Zhou
Tel. +86 (10) 8508 7610
ec.zhou@kpmg.com

Qingdao

Vincent Pang
Tel. +86 (532) 8907 1728
vincent.pang@kpmg.com

Shanghai/Nanjing Lewis Lu

Tel. +86 (21) 2212 3421
lewis.lu@kpmg.com

Chengdu

Anthony Chau
Tel. +86 (28) 8673 3916
anthony.chau@kpmg.com

Hangzhou

John Wang
Tel. +86 (571) 2803 8088
john.wang@kpmg.com

Guangzhou

Lilly Li
Tel. +86 (20) 3813 8999
lilly.li@kpmg.com

Fuzhou/Xiamen

Maria Mei
Tel. +86 (592) 2150 807
maria.mei@kpmg.com

Shenzhen

Eileen Sun
Tel. +86 (755) 2547 1188
eileen.gh.sun@kpmg.com

Hong Kong

Karmen Yeung
Tel. +852 2143 8753
karmen.yeung@kpmg.com

Northern China

David Ling

Head of Tax,
Northern Region
Tel. +86 (10) 8508 7083
david.ling@kpmg.com

Andy Chen

Tel. +86 (10) 8508 7025
andy.m.chen@kpmg.com

Yali Chen

Tel. +86 (10) 8508 7571
yali.chen@kpmg.com

Conrad TURLEY

Tel. +86 (10) 8508 7513
conrad.turley@kpmg.com

Milano Fang

Tel. +86 (532) 8907 1724
milano.fang@kpmg.com

Tony Feng

Tel. +86 (10) 8508 7531
tony.feng@kpmg.com

John Gu

Tel. +86 (10) 8508 7095
john.gu@kpmg.com

Rachel Guan

Tel. +86 (10) 8508 7613
rachel.guan@kpmg.com

Helen Han

Tel. +86 (10) 8508 7627
h.han@kpmg.com

Michael Wong

Tel. +86 (10) 8508 7085
michael.wong@kpmg.com

Josephine Jiang

Tel. +86 (10) 8508 7511
josephine.jiang@kpmg.com

Henry Kim

Tel. +86 (10) 8508 5000
henry.kim@kpmg.com

Li Li

Tel. +86 (10) 8508 7537
li.li@kpmg.com

Lisa Li

Tel. +86 (10) 8508 7638
lisa.h.li@kpmg.com

Thomas Li

Tel. +86 (10) 8508 7574
thomas.li@kpmg.com

Simon Liu

Tel. +86 (10) 8508 7565
simon.liu@kpmg.com

Alan O'Connor

Tel. +86 (10) 8508 7521
alan.oconnor@kpmg.com

Vincent Pang

Tel. +86 (10) 8508 7516
+86 (532) 8907 1728
vincent.pang@kpmg.com

Naoko Hirasawa

Tel. +86 (10) 8508 7054
naoko.hirasawa@kpmg.com

Shirley Shen

Tel. +86 (10) 8508 7586
yinghua.shen@kpmg.com

Joseph Tam

Tel. +86 (10) 8508 7605
laiyu.tam@kpmg.com

Joyce Tan

Tel. +86 (10) 8508 7666
joyce.tan@kpmg.com

Jessica Xie

Tel. +86 (10) 8508 7540
jessica.xie@kpmg.com

Christopher Xing

Tel. +86 (10) 8508 7072
christopher.xing@kpmg.com

Irene Yan

Tel. +86 (10) 8508 7508
irene.yan@kpmg.com

Jessie Zhang

Tel. +86 (10) 8508 7625
jessie.j.zhang@kpmg.com

Sheila Zhang

Tel. +86 (10) 8508 7507
sheila.zhang@kpmg.com

Tiansheng Zhang

Tel. +86 (10) 8508 7526
tiansheng.zhang@kpmg.com

Tracy Zhang

Tel. +86 (10) 8508 7509
tracy.h.zhang@kpmg.com

Eric Zhou

Tel. +86 (10) 8508 7610
ec.zhou@kpmg.com

Central China

Lewis Lu

Head of Tax,
Eastern & Western Region
Tel. +86 (21) 2212 3421
lewis.lu@kpmg.com

Alan Garcia

Tel. +86 (21) 2212 3509
alan.garcia@kpmg.com

Cheng Chi

Tel. +86 (21) 2212 3433
cheng.chi@kpmg.com

Yasuhiko Otani

Tel. +86 (21) 2212 3360
yasuhiko.otani@kpmg.com

Johnny Deng

Tel. +86 (21) 2212 3457
johnny.deng@kpmg.com

Cheng Dong

Tel. +86 (21) 2212 3410
cheng.dong@kpmg.com

Marianne Dong

Tel. +86 (21) 2212 3436
marianne.dong@kpmg.com

Chris Ge

Tel. +86 (21) 2212 3083
chris.ge@kpmg.com

Chris Ho

Tel. +86 (21) 2212 3406
chris.ho@kpmg.com

Henry Wong

Tel. +86 (21) 2212 3380
henry.wong@kpmg.com

Jason Jiang

Tel. +86 (21) 2212 3527
jason.jt.jiang@kpmg.com

Flame Jin

Tel. +86 (21) 2212 3420
flame.jin@kpmg.com

Sunny Leung

Tel. +86 (21) 2212 3488
sunny.leung@kpmg.com

Michael Li

Tel. +86 (21) 2212 3463
michael.y.li@kpmg.com

Karen Lin

Tel. +86 (21) 2212 4169
karen.w.lin@kpmg.com

Christopher Mak

Tel. +86 (21) 2212 3409
christopher.mak@kpmg.com

Henry Ngai

Tel. +86 (21) 2212 3411
henry.ngai@kpmg.com

Ruqiang Pan

Tel. +86 (21) 2212 3118
ruqiang.pan@kpmg.com

Amy Rao

Tel. +86 (21) 2212 3208
amy.rao@kpmg.com

Wayne Tan

Tel. +86 (28) 8673 3915
wayne.tan@kpmg.com

Tanya Tang

Tel. +86 (25) 8691 2850
tanya.tang@kpmg.com

Rachel Tao

Tel. +86 (21) 2212 3473
rachel.tao@kpmg.com

Janet Wang

Tel. +86 (21) 2212 3302
janet.z.wang@kpmg.com

John Wang

Tel. +86 (21) 2212 3438
john.wang@kpmg.com

Mimi Wang

Tel. +86 (21) 2212 3250
mimi.wang@kpmg.com

Jennifer Weng

Tel. +86 (21) 2212 3431
jennifer.weng@kpmg.com

Grace Xie

Tel. +86 (21) 2212 3422
grace.xie@kpmg.com

Bruce Xu

Tel. +86 (21) 2212 3396
bruce.xu@kpmg.com

Jie Xu

Tel. +86 (21) 2212 3678
jie.xu@kpmg.com

Robert Xu

Tel. +86 (21) 2212 3124
robert.xu@kpmg.com

Yang Yang

Tel. +86 (21) 2212 3372
yang.yang@kpmg.com

William Zhang

Tel. +86 (21) 2212 3415
william.zhang@kpmg.com

Dylan Jeng

Tel. +86 (21) 2212 3080
dylan.jeng@kpmg.com

Hanson Zhou

Tel. +86 (21) 2212 3318
hanson.zhou@kpmg.com

Anthony Chau

Tel. +86 (21) 2212 3206
anthony.chau@kpmg.com

Michelle Zhou

Tel. +86 (21) 2212 3458
michelle.b.zhou@kpmg.com

Southern China

Lilly Li

Head of Tax,
Southern Region
Tel. +86 (20) 3813 8999
lilly.li@kpmg.com

Penny Chen

Tel. +1 (408) 367 6086
penny.chen@kpmg.com

Vivian Chen

Tel. +86 (755) 2547 1198
vivian.w.chen@kpmg.com

Sam Fan

Tel. +86 (755) 2547 1071
sam.kh.fan@kpmg.com

Joe Fu

Tel. +86 (755) 2547 1138
joe.fu@kpmg.com

Ricky Gu

Tel. +86 (20) 3813 8620
ricky.gu@kpmg.com

Fiona He

Tel. +86 (20) 3813 8623
fiona.he@kpmg.com

Angie Ho

Tel. +86 (755) 2547 1276
angie.ho@kpmg.com

Aileen Jiang

Tel. +86 (755) 2547 1163
aileen.jiang@kpmg.com

Cloris Li

Tel. +86 (20) 3813 8829
cloris.li@kpmg.com

Jean Li

Tel. +86 (755) 2547 1128
jean.j.li@kpmg.com

Sisi Li

Tel. +86 (20) 3813 8887
sisi.li@kpmg.com

Mabel Li

Tel. +86 (755) 2547 1164
mabel.li@kpmg.com

Kelly Liao

Tel. +86 (20) 3813 8668
kelly.liao@kpmg.com

Patrick Lu

Tel. +86 (755) 2547 1187
patrick.c.lu@kpmg.com

Grace Luo

Tel. +86 (20) 3813 8609
grace.luo@kpmg.com

Maria Mei

Tel. +86 (592) 2150 807
[maria.mei@k](mailto:maria.mei@kpmg.com)